

評価委員会補足資料

～H30 事業評価にあたっての前年度意見に対しての H30 取組状況～

1. 農地中間管理機構関連農地整備事業 (柴田町葉坂地区) · P1

扱い手：(農) 葉坂希望の郷

農地中間管理事業による転貸面積：38.7 ha

2. JA出資型法人及び企業との連携の事例 · · · P3

扱い手：(農) 井土生産組合

農地中間管理事業による転貸面積：63.7 ha

3. 農地シャッフルによる扱い手への農地集積の事例 · P5

扱い手：11名

農地中間管理事業による転貸面積：154 ha

(地域水田面積：約420 ha)

4. 公社単独事業 (新規) · · · P6

扱い手集積支援助成金

①地域集積活動支援費

②農地集積促進費

③農地集約化促進費

5. 農地中間管理事業制度の5年後の見直し · · · P9

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部改正概要

6. 農地中間管理事業推進のための意見交換実施状況 · P10

市町村・農業委員会等からの要望・意見等の概要

平成30年度新規採択 葉坂地区の概要

～基本理念：経済を地域で回す農村集落循環社会の構築～

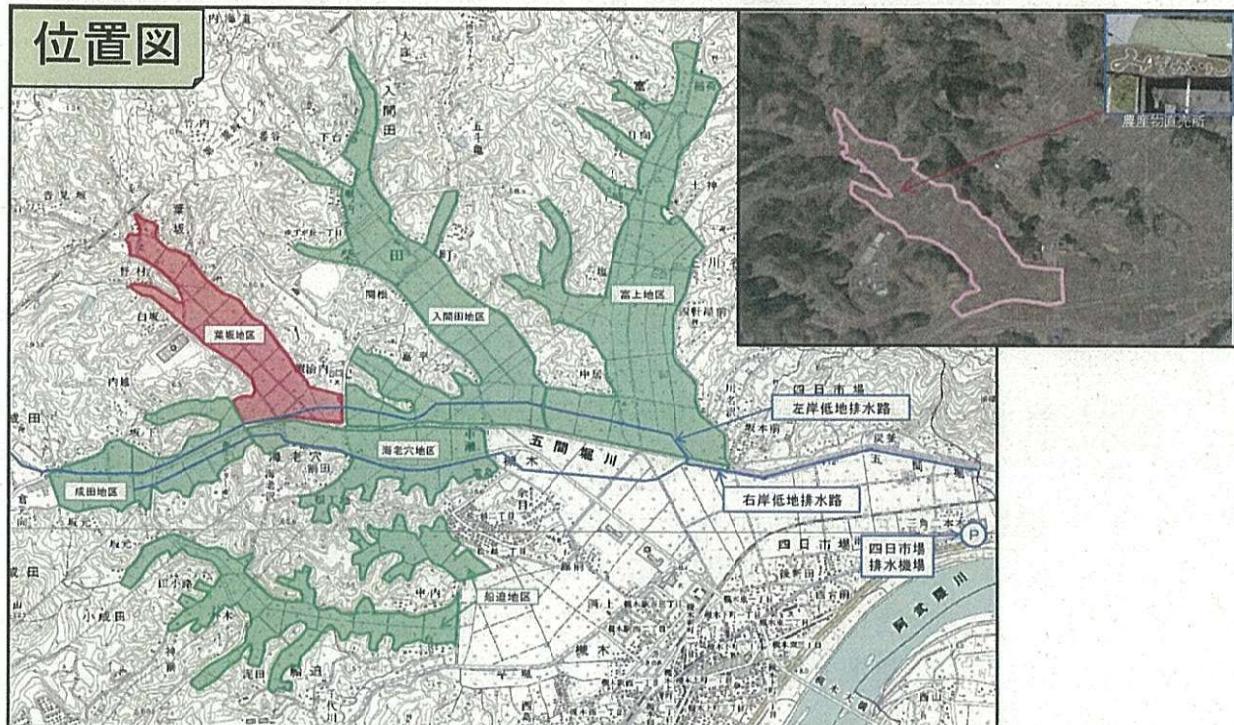
事業概要

事業名	農地中間管理機構関連農地整備事業
受益面積	37ha (関係農家戸数85戸)
所在地	柴田郡柴田町
総事業費	999百万円 (事務費除き)
関係改良区	柴田町土地改良区
予定期	平成30年～35年(6年)

地区計画

整地工A=37.3ha
道路工 L=6.7km
用水路工(PL) L=8.1km
揚水機場 1箇所
排水路工 L=5.9km
暗渠排水工 A=37.1ha

位置図



地区的概要

葉坂地区は柴田町の北部に位置し、東・北・西側を丘陵地に、南側を東西に流れる一級河川五間堀川に囲まれた水田地帯である。昭和30年代の農業構造改善事業での耕地整理により10a区画に整備されたが、以後の農地整備は進まず、軟弱地盤・農道狭小など営農に支障をきたしている状況になっている。

柴田町は平成25年度からほ場整備事業を推進し、事業に対する地域の熟度の高さから、葉坂地区は町の推進地区として選定された。担い手に関しては、当初から一貫して農業法人への組織化という意向があり、地域の話し合いを続ける中で、H29.12.28に農事組合法人「葉坂希望の郷」が設立された。法人が農家から委託された農地の面積は、地域全体の約80パーセントを占めており、このような状況から、平成29年度に制度化された「農地中間管理機構関連農地整備事業」にいち早く取組み、事業の採択を受けることができた。

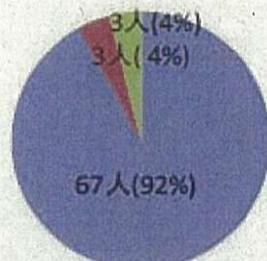
地域における取組と営農計画

【集積計画】

現況

関係農家戸数85戸
(うち認定農業者2戸)
地区内耕作面積計3.9ha)

意向調査結果 (H28実施)



地域の受け皿組織に対して

- 協力する
- 協力しない
- 無回答

後継者の不足・委託農家の増加
転作作物栽培が困難

葉坂地区水田営農の受け皿としての
法人設立準備開始(H28)

21名が組合員として
参加

(農)葉坂希望の郷
設立総会開催
(H29.12.17)

地区担い手 農地所有適格化法人 1法人
(農)葉坂希望の郷

【作付計画】

現況

作物	面積 (ha)	生産額 (千円)
水稻	25.0	27,202
かぼちゃ	1.0	950
ばれいしょ	0.2	201
調整水田等	11.9	0
計	38.1	28,353

地域の力を
活用した
高収益作物
の導入で
**生産額
207%に**

目標 100%の集積率

作物	面積(ha)	生産額(千円)
水稻	25.0	27,760
かぼちゃ	2.0	2,667
ねぎ	8.8	25,343
ほうれんそう	0.7	2,859
ばれいしょ	0.2	201
計	36.7	58,831

園芸(12 ha)

- 加工用ネギは、現在JAみやぎ仙南で生産振興中
- 地域雇用により地区としての収入向上と活性化を目指す
- 園芸品目を直売所(地区隣接地)の目玉にする



地域独自の施策



既存の直売所「みでがいん」→ ほ場整備を契機に規模拡大(マルシェ)

- 加工販売の取り組み(農産物・ジビエ)
- 観光農園(イチゴ、リンゴ、ブルーベリー)

農事組合法人 井土生産組合



1 現在の経営内容等

(1) 経営理念, キャッチフレーズ等

- 復興のシンボル的存在としてコミュニケーション再生の場にします。
- 安全で安心な農産物の生産、顔の見える購買、ブランド化を図ります。
- 若い担い手、女性の活性で永続的な組合、収益を確保します。

(2) 栽培技術の特長

東日本大震災からの農地復旧及びほ場整備が完了し、約100ha規模の大区画ほ場における大規模土地利用型農業に取り組んでいる。

水稻栽培は直播などの省力化技術を積極的に導入している。また、15haの露地畑はネギ、タマネギなど機械化体系を導入した加工業務向け栽培に取り組んでいる。水稻育苗用ハウスでは隔離床養液栽培によるミニトマトの契約栽培を行うとともにタマネギの乾燥等にも利用している。

(3) 販売の特長

震災後、新たに取り組んでいる園芸生産において、JA仙台、全農みやぎと連携し、加工業務用野菜を取り扱う実需者等、あらかじめ販売先を確保した上で生産に取り組んでいる。

(4) 経営組織の特長

津波被害により機械施設を流失した集落内の個別経

営農家15戸が、協業経営での再建を目指し設立した、役員8名の農事組合法人である。

J A仙台出資法人の第1号である。

(5) 務務管理の特長

組合員による話し合いを重ね、経営理念、将来に向けた経営ビジョンを明確化し、それを役員間で共有している。

2 これまでの経過

(1) 法人化するまでの特徴的な歩み

東日本大震災により、地区の農地は瓦礫で無残な状況だったが、関係者ほか多くの方々の支援により農地が復旧した。先祖代々受け継がれてきたこの農地を、「我々の代で荒らすわけにはいかない。あの穀物の実り豊かな大地に戻そう」と15名の有志で平成25年1月に農事組合法人井土生産組合を立ち上げた。

(2) 法人化の動機や法人設立時の特徴的経過、法人化後の変化

井土地区の被災前の農家数は73戸だったが、多くの農家が農業の継続を断念し、地区外に移転せざるを得なかった。当組合はその方々から大切な農地を預かり、寂しくなった地域をなんとか守りたいと心を一つにして結集した。この組合を井土の復興の旗印として、井土の名を絶やさぬよう、この地域で人が集まり、儲かる農業を実践することを経営ビジョンに掲げている。

経営のプロフィール

農業地帯 平地農業地域

組織形態 ぐるみ型

エリア 1集落

農地集積率 ほぼ100%

経営概要

- ・水稻（63.5ha：ひとめぼれ移植16.2ha、ひとめぼれ乾田直播2.2ha、ひとめぼれ湛水直播7.9ha、つや姫移植10.2ha、まなむすめ移植7ha、まなむすめ加工用米20ha）
- ・大豆（転作）(5.9ha)
- ・ネギ（780a）
- ・タマネギ他露地野菜累計（900a）
- ・ミニトマト（13a）
- ・雪菜他施設野菜累計（77a）

主な施設・機械の保有

- ・トラクター7台
- ・田植機4台
- ・コンバイン3台
- ・パイプハウス21棟（5,337m²）
- ・園芸用機械（タマネギ移植機他）

構成員等

構成員16名（理事8名）、H26にJA仙台が出資し構成員となる。常時雇用1名、パート10名

法人設立年月日

平成25年1月17日

認定農業者認定年月日

平成25年5月15日

出資金

195万円

販売額

8,000万円（平成27年度）

役員名

代表理事：鈴木 保則

主な過去の導入事業及び農業制度資金活用

- ・東日本大震災農業生産対策交付金
- ・被災地域農業復興総合支援事業
- ・日本政策金融公庫融資（東日本大震災復興特別貸付）

3 今後に向けて

（1）解決すべき課題と現在検討中（取組中）の対処方策

- ・津波で表土を失った後には場整備を実施したため、農地の生産力（肥沃度）の向上が必要。
- ・地区外や全国から若い人が集まるような、財務体質の強い経営体運営を進める。
- ・ICTやIoTネットワーク型センサー等の積極的な新技術導入による経営改善を行う。

（2）今後に向けての経営戦略

- ・地域の賑わいを復活させるため、収穫祭など人が集まる場の提供を行うとともに、情報発信に努め、井土生産物の認知力の向上やファンづくりを積極的に行う。
- ・水田85haと畑地15haをフル活用し、収量や品質向上に努め、記録を徹底し、責任のある商品をお客様に届けられるよう全力を尽くす。
- ・綿密な生産販売計画を作成し、実需者と情報交換を行い、ニーズを先取りした生産販売を心がける。
- ・若い方々が誇りを持って働けるような労働環境を整備し、魅力ある経営体をつくりあげる。

（調査：仙台農業改良普及センター）

略図



農事組合法人 井土生産組合

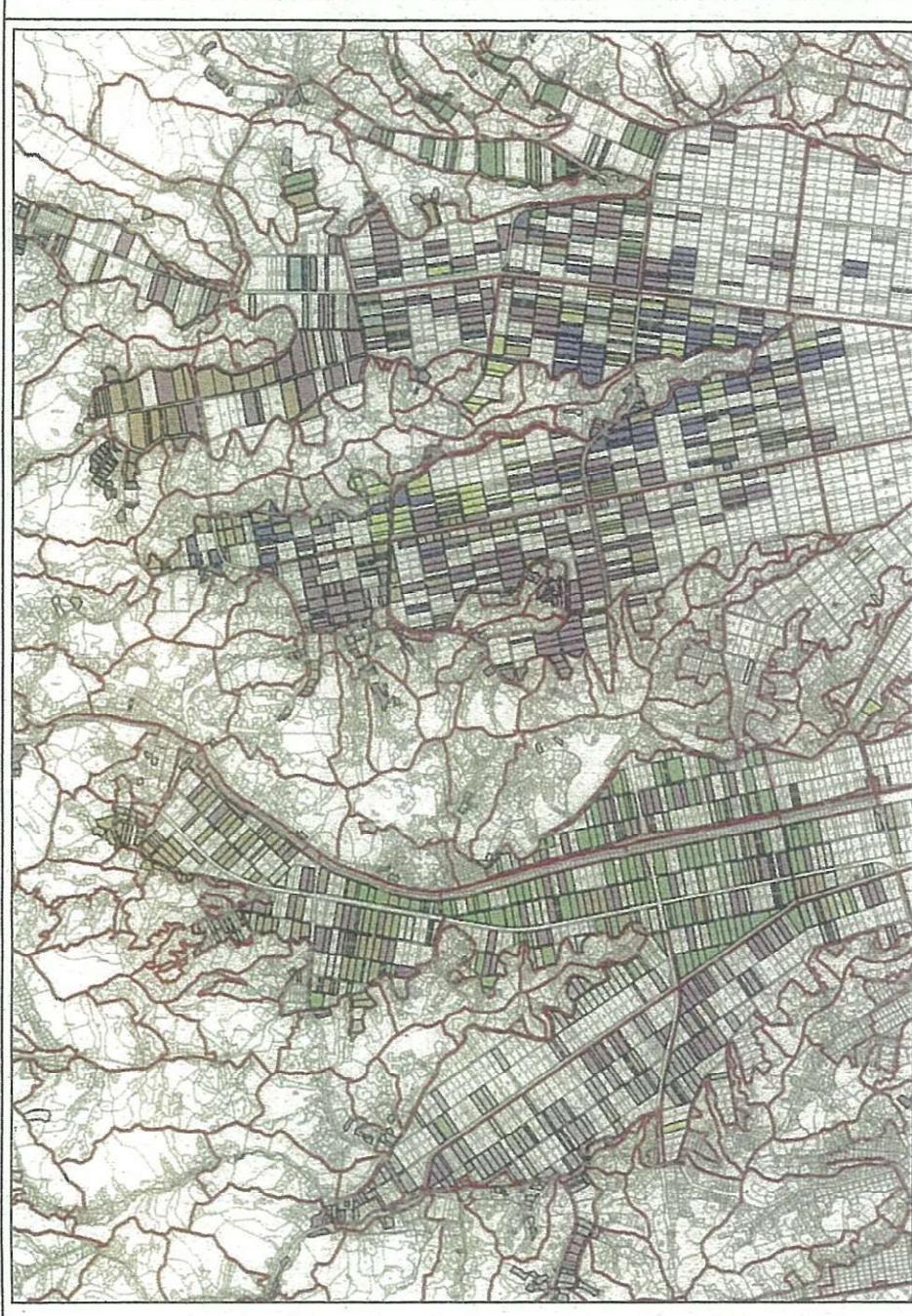
〒984-0842 仙台市若林区井土字大分318-1
TEL 022-794-7571 (FAX兼用)
URL <http://www.idoseisan.net/>
E-mail idoseisankumiai@rhythm.ocn.ne.jp

視察受入条件

詳細はWEBに掲載していますのでご確認ください。

<http://www.idoseisan.net/>
尚、申込はFAXにてお願いします。

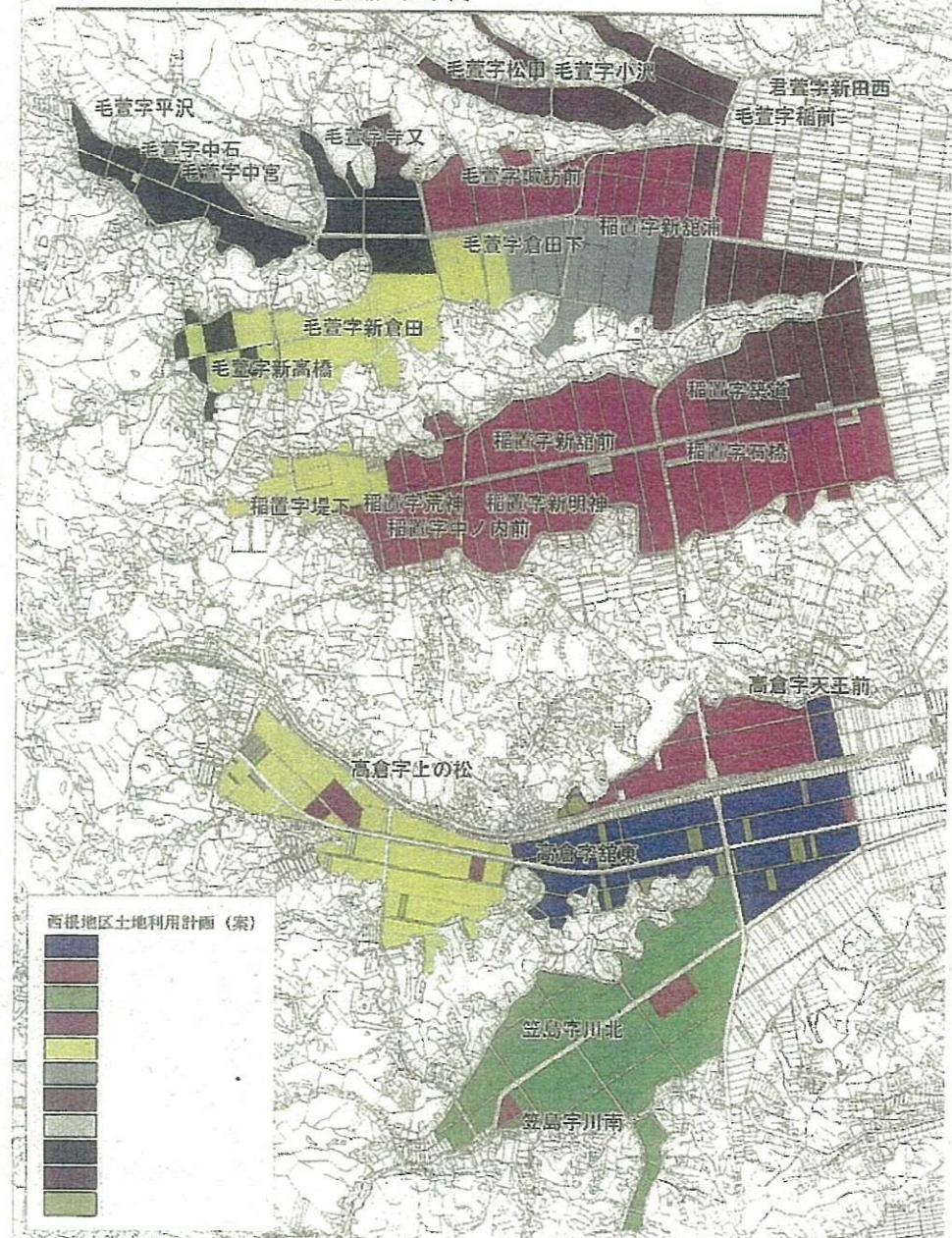
西根地区 担い手農家の土地利用図(集約化取組前)



西根地区 担い手農家土地利用計画（案）

(平成30年4月作成)

担い手農家の耕作エリアを選定し、西根地区担い手農家土地利用計画(案)を作成いたしました。
今後は、担い手間で農地中間管理機構を利用して耕作地の調整を行います。
また、新たに農地を貢ず際は農地中間管理機構にて耕作エリア内の担い手を斡旋いたしますので
西根地区的皆様のご理解とご協力をお願い致します。



農地中間管理事業

「担い手集積支援事業」の概要について ～農地中間管理事業に係る手数料収益で担い手等を支援！～



(公社) みやぎ農業振興公社 / 宮城県農地中間管理機構

(4) 担い手集積支援事業の概要

1. 平成31年度担い手集積支援助成金について(1)

人・農地プラン等の作成エリア内において、地域ぐるみでの担い手等への農地集積・集約化に係る会議費用を支援

まずは、
話し合いから
スタート！

① 地域集積活動支援費

- 1) 会議会場借上費
 - 2) 会議資料印刷費
 - 3) 会議お茶代
 - 4) その他費用
- } 最大10,000円/会議

地域代表者等
少人数の場合
も対象



※会議とは、座談会、説明会等をさします。

1. 平成31年度担い手集積支援助成金について(2)

話し合いを
繰り返す
ことで！

機構から転貸された農地について
担い手へ

② 農地集積促進費 **10万円／1戸** (※1)

(※1) 毎年1月1日から12月31日までに
機構から転貸された農地。

- 平場地域は5ha以上が対象
- 中山間地域は2ha以上が対象



出し手 機構 担い手
市町村・JA等の協力

機構から一度転貸された農地に
ついて、農地シャッフルにより集
約化につながった場合、
担い手へ

③ 農地集約化促進費 **2千円／10a** (※1)

(※1) 受取額上限は1戸当たり10万円。



農地シャッフル!



集約化の実現 担い手の育成

※以上の助成金は、同年度に②と③の両方を申請することはできません。ただし、①と②又は
①と③の両方について申請することは可能です。

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

背景

- 農地中間管理機構が平成26年に事業開始以降、担い手の利用面積は再び上昇したが、更に事業を加速化する必要。
- 今後は新たに地域の話し合いから始めて気運を高める必要がある地域、担い手が不足する地域について農地の集積・集約化を進める必要があるので、関係者が一体となって推進する体制を構築する必要。

法律案の概要

I 地域における農業者等による協議の場の実質化【中間管理法の改正】

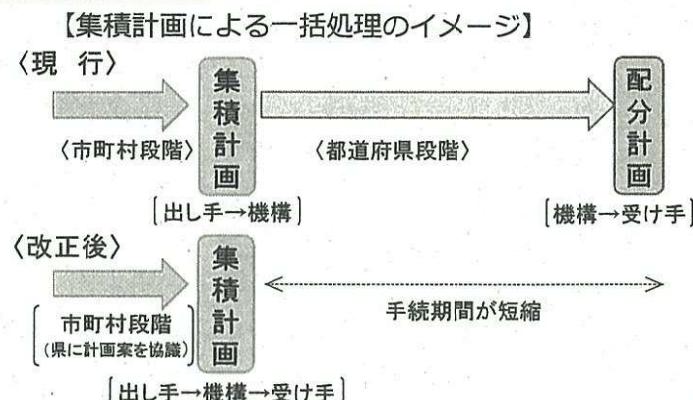
地域協議に関し、農地に関する地図を活用して農業者の年齢別構成や後継者の確保の状況等の情報を提供するよう努めるとともに、農業委員会の役割を明確化する。
(中間管理法第26条第2項及び第3項)

II 農地中間管理機構の仕組みの改善【中間管理法の改正】

ア 機構による農地の借入れ・転貸について、現行では2つの計画(市町村の集積計画と機構の配分計画)が必要となるが、市町村の集積計画のみで一括して権利設定を可能とする仕組みを創設する。
(中間管理法第19条の2)

イ 機構の配分計画の縦覧を廃止する。
(中間管理法第18条第3項)

ウ 農地の受け手に対する利用状況報告の義務付けを廃止する。
(中間管理法第21条第1項)



III 農地の集積・集約化を支援する体制の一体化【中間管理法、基盤強化法の改正】

農地利用集積円滑化事業について、次の措置を講じた上で、中間管理事業に統合一体化する。

ア 機構が配分計画案の作成等を求められる者に農用地の利用の促進を行う者であって市町村が指定するものを追加し、実績のある旧円滑化団体が配分計画の案を作成できるようにする。
(中間管理法第19条)

イ 機構の事業実施区域を、円滑化事業と同様に「市街化区域以外の区域」に拡大する。

(中間管理法第2条第3項)

ウ 機構が円滑化団体の契約関係を簡易な手続で承継できるようにする。
(改正法附則第4条)

エ 統合一体化関係の改正事項(アを除く。)の施行期日を公布日から1年3か月以内とし、十分な移行期間を設ける。(なお、他の項目の施行期日は、原則、公布日から6か月以内。)
(改正法附則第1条)

IV 担い手の確保等【基盤強化法、農地法の改正】

(1) 認定農業者制度について、次の措置を講ずる

ア 担い手の活動範囲に応じ、市町村の認定事務を都道府県又は国が処理する仕組みを創設する。
(基盤強化法第13条の2)

イ 役員のグループ会社間での兼務といった農業経営上のニーズに対応するため、認定農業者である農地所有適格法人について、役員の常時従事要件を緩和する。
(基盤強化法第14条第2項)

（2）青年等就農資金について、その償還期限を「12年以内」から「17年以内」に延長する。
(基盤強化法第14条の7)

（3）農用地利用規程において、利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び機構に限定することにより、農用地の利用の集積・集約化を促進する仕組みを設ける。
(基盤強化法第23条の2)

（4）農地の集積・集約化を促進するため、農地転用の不許可要件として、地域における担い手に対する農地の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合等を追加する。
(農地法第4条第6項及び第5条第2項)

